

経 済 産 業 省

20211220貿局第1号
輸入注意事項2021第23号
経済産業省貿易経済協力局

「冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について」（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について」（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号）等の一部改正について

「冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について」（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は令和4年1月1日から施行する。

「冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号）

改正後	現行
[別紙様式4] CATCH MONITORING FORM INSTRUCTION SHEET This form is to be issued by the State/Fishing Entity that holds the national quota allocation against which these SBT have been taken. This form (CMF) must accompany all transshipments, landings of domestic product, exports, imports and re-exports of SBT, and a copy of this form must be provided to the issuing State/Fishing Entity. The only exception is that exportation/import of fish parts other than the meat (i.e. head, eyes, roe, guts, tails <u>and fins</u>) may be allowed without this document. Please note that: (略) みなみまぐろ漁獲証明書記入要領 1 (略) 2 この様式は、すべてのみなみまぐろの転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出に添付しなければならず、この様式の写しは発行国又は地域に提出しなければならない。ただし、肉以外の魚体の部位（頭、目、卵、内臓、尾<u>及び鰭</u>）については、この様式なしに輸出又は輸入することができる。 3～6 (略) (以下略)	[別紙様式4] CATCH MONITORING FORM INSTRUCTION SHEET This form is to be issued by the State/Fishing Entity that holds the national quota allocation against which these SBT have been taken. This form (CMF) must accompany all transshipments, landings of domestic product, exports, imports and re-exports of SBT, and a copy of this form must be provided to the issuing State/Fishing Entity. The only exception is that exportation/import of fish parts other than the meat (i.e. head, eyes, roe, guts, tails) may be allowed without this document. Please note that: (略) みなみまぐろ漁獲証明書記入要領 1 (略) 2 この様式は、すべてのみなみまぐろの転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出に添付しなければならず、この様式の写しは発行国又は地域に提出しなければならない。ただし、肉以外の魚体の部位（頭、目、卵、内臓、尾）については、この様式なしに輸出又は輸入することができる。 3～6 (略) (以下略)

「生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号）

改 正 後	現 行
[別紙様式1] CATCH MONITORING FORM INSTRUCTION SHEET This form is to be issued by the State/Fishing Entity that holds the national quota allocation against which these SBT have been taken. This form (CMF) must accompany all transshipments, landings of domestic product, exports, imports and re-exports of SBT, and a copy of this form must be provided to the issuing State/Fishing Entity. The only exception is that exportation/import of fish parts other than the meat (i.e. head, eyes, roe, guts, tails <u>and fins</u>) may be allowed without this document. Please note that: (略) みなみまぐろ漁獲証明書記入要領 1 (略) 2 この様式は、すべてのみなみまぐろの転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出に添付しなければならず、この様式の写しは発行国又は地域に提出しなければならない。ただし、肉以外の魚体の部位（頭、目、卵、内臓、尾<u>及び鰭</u>）については、この様式なしに輸出又は輸入することができる。 3～6 (略) (以下略)	[別紙様式1] CATCH MONITORING FORM INSTRUCTION SHEET This form is to be issued by the State/Fishing Entity that holds the national quota allocation against which these SBT have been taken. This form (CMF) must accompany all transshipments, landings of domestic product, exports, imports and re-exports of SBT, and a copy of this form must be provided to the issuing State/Fishing Entity. The only exception is that exportation/import of fish parts other than the meat (i.e. head, eyes, roe, guts, tails) may be allowed without this document. Please note that: (略) みなみまぐろ漁獲証明書記入要領 1 (略) 2 この様式は、すべてのみなみまぐろの転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出に添付しなければならず、この様式の写しは発行国又は地域に提出しなければならない。ただし、肉以外の魚体の部位（頭、目、卵、内臓、尾）については、この様式なしに輸出又は輸入することができる。 3～6 (略) (以下略)

(別紙3)

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて（平成12年10月16日付け輸入注意事項12第63号）

改 正 後		現 行	
1 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号。以下「化学兵器禁止法施行令」という。）別表 <u>の二</u> の項の第三欄に掲げる第一種指定物質		1 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号。以下「化学兵器禁止法施行令」という。）別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質	
関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名	関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名
<u>2903.59-000</u>	1・1・3・3・3-ペンタフルオロ-2-（トリフルオロメチル）-1-プロペン（別名 PFIB）	<u>2903.39-029</u>	1・1・3・3・3-ペンタフルオロ-2-（トリフルオロメチル）-1-プロペン（別名 PFIB）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
2 化学兵器禁止法施行令別表 <u>の二</u> の項の第四欄に掲げる第一種指定物質		2 化学兵器禁止法施行令別表二の項の第四欄に掲げる第一種指定物質	
関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名	関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名
（略）	（略）	（略）	（略）
<u>2931.41-000</u>	炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のもの。 イ 化学兵器禁止法施行令別表の1の項の第3欄(1)から(4)まで及び第4欄に掲げる物質 ロ O-エチル=S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート（別名 ホノホス）	<u>2931.31-000</u>	炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のもの。 イ 化学兵器禁止法施行令別表の1の項の第3欄(1)から(4)まで及び第4欄に掲げる物質 ロ O-エチル=S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート（別名 ホノホス）
<u>2931.42-000</u>		<u>2931.32-000</u>	
<u>2931.43-000</u>		<u>2931.33-000</u>	
<u>2931.44-000</u>		<u>2931.34-000</u>	
<u>2931.45-000</u>		<u>2931.35-000</u>	
<u>2931.46-000</u>		<u>2931.36-000</u>	
<u>2931.47-000</u>		<u>2931.37-000</u>	
<u>2931.48-000</u>		<u>2931.38-000</u>	
<u>2931.49-010</u>		<u>2931.39-000</u>	
<u>2931.49-020</u>		2931.90-220	
<u>2931.49-090</u>			
<u>2931.51-000</u>			
<u>2931.52-000</u>			

